

福島県と国立大学法人長崎大学との包括的な連携に関する協定

福島県（以下「甲」という。）と国立大学法人長崎大学（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携協力し、地域の様々な課題を迅速かつ適切に対応し、東日本大震災からの復興及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙とは、次に掲げる事項について、相互に連携協力する。

- (1) 原子力災害医療科学分野における知見の集積と国内外への情報発信に関すること
- (2) 県民の健康管理、リスクコミュニケーションの支援に関すること
- (3) 人材育成に関すること
- (4) その他本協定の目的を達成するために必要な事項に関すること

2 前項各号の具体的な内容及び実施方法については、甲乙両方で協議し定めるものとする。

（守秘義務）

第3条 甲と乙は、本協定に基づく活動により相手方から知り得た守秘事項について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後に問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了前までに、甲乙いずれからも書面による申し出がない場合は、本協定は1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協定内容の変更）

第5条 甲又は乙のいずれかから本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議を行うものとする。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、その対応を決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年4月24日

甲 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県

福島県知事

内堀雅雄

乙 長崎県長崎市文教町1番14号
国立大学法人長崎大学

学長

永島 武